

る。
令和2年度からは、第2期子ども子育て支援事業が運用開始する。

アンケート結果を含め、様々な意見や要望等があるので、病児保育の必要性も含めた中で、今後行政及び保護者の方の役割の整理、さらには、職場の人員確保対策などの検討も行いながら、子育て支援の充実を図りたい。

問 町内企業新規雇用者への奨学金返済に助成を！
答 奨学金の返済は借受人自らが返済すべき

大学生の51・3%が奨学金を受給している。受給を終え社会に出ると、約10%の人が返済ができません。

滞納してしまいうなど、社会問題となっている。

奨学金返済に係る助成制度(※)の導入は、福祉職場やその他の企業で働く人が、本町に長く住んでいただくために必要であるため、この制度の導入を提案する。

※新規採用した従業員が奨学金の返済をしている場合、返済している奨学金相当額を雇用した事業所に対して助成

浜田町長

奨学金の返済は借受人が自ら返済する制度であり、町も奨学金は借受人が返済すべきと認識しております。提案があった制度は必要ないと考えている。
働き手の確保対策は、雇用者側が自ら

労働者の就業環境・福利厚生改善の改善支援などを進めていくのが基本であり、その上で、労働政策全般の中で対応すべきものがあれば対応していきたいと考えている。

問 子育て支援条例の制定を！

答 条例制定は考えていない
引き続き各種事業を実施



貴戸愛三議員

平成16年、北海道は「北海道子ども未来づくりのための少子化対策推進条例」、通称「北海道子どもづくり条例」を制定した。

この条例は4つのライフステージ、それを支える5つの地域環境ステージを設定し、官民一体となった計画推進を目指したものである。

わが町においても、この条例に習い、この地域の子ども、子育て家庭に対する町・地域の在り方を明確に示し、これからの子育てにどのように取り組んでいくか、町民の皆様を知ってもらうためにも子育て支援条例の制定が必要と考える。

浜田町長

本町は、ご質問の「子育て支援条例」の制定はないが、北海道の計画に関連する5つの計画のうち、市町村で策定が義務づけられている「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、「保健医療」、「福祉」、「教育」、「住宅」、「労働」、「まちづくり」などのさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図っているところであり、本年度は、この計画の改正を行うこととしている。

また、少子化対策事業として「特定不妊治療費助成」や「不育症治療費助成」事業、子育て支援事業として、

「子育て相談」や就学前児童および保護者を対象とした「ひるば」の開催、小学生児童を対象とした「放課後児童クラブ」の設置や「子どもショートステイ事業」、「養育支援訪問事業」、「ファミリーサポート事業」や、18歳までを対象とした「乳幼児医療費助成事業」など、各ステージに添った、さまざまな事業を実施している。

以上のことから、町としては、条例の制定について現状においては考えていないが、引き続き各種事業を実施する中で、町民の皆様の理解をいただき、子育て支援の充実を図っていきたくと考えている。

